

ときがわ町水道審議会会議録

会議の名称	令和7年度第1回ときがわ町水道審議会
主な議題	<p>諮問 議事</p> <p>(1) 令和6年度決算の概要について (2) ときがわ町浄化槽事業経営戦略の改定について (3) その他</p>
開催日時	<p>令和7年12月3日(水)</p> <p>開始 13時30分 終了 15時40分</p>
開催場所	ときがわ町役場第二庁舎 3階協議会室
会議録の公開(非公開・一部非公開)とその理由	公開
出席者	<p>増田伸会長、杉田健司副会長、畑豊委員、岡本忠委員、峯岸正明委員、野口雅子委員、井上千草委員</p> <p>渡邊一美町長、水道課小林大介課長、大野武主幹、小輪瀬泰主任、高山凌主任</p>
審議等内容又は概要	<p>諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊一美町長から会長へ諮問 「ときがわ町浄化槽事業経営戦略の改定について(諮問)」 (終了後、町長退席) <p>議事(1) 令和6年度決算の概要について</p> <p>議 長 増田伸会長 説明者 事務局 説明の概要 資料No.1、資料No.2を確認していただくよう事務局が説明</p> <p>質 疑 委 員 資料No.2の令和6年度浄化槽事業会計決算について、営業損失の理由として、浄化槽使用料による収益よりも浄化槽設置基数の増加に伴う保守点検・清掃委託料、経年劣化による修繕費等の浄化槽維持管理に係る費用が大きく</p>

	<p>なっているとあるが、浄化槽事業を行う上で浄化槽の設置を進めるのが基本である中でその設置基数の増加が損失の原因という結果にショックを受けた。当初の計画が甘かったのか。</p> <p>事務局 浄化槽の設置を進めたことが営業損失の原因ではない。荒川上流域から水質保全を図ることが川上に位置するときがわ町の責務である。当初は転換をはじめ、新築等も町設置型浄化槽の対象とすることで合併処理浄化槽の設置に重点を置き、維持管理も町が行うことでそこに生じる利益や損失は考えず、河川水質の向上を図ってきた。しかし令和6年度から公営企業会計の適用となり利益や損失の考えが出てきた。設置基数の増加によりその分維持管理する浄化槽の数も増え、また経年劣化による修繕等の件数も増え費用が増加している。維持管理費は物価高騰などにより年々上昇しているのに対し、浄化槽使用料は事業開始当初から改定を行っていないことから、これらの費用が浄化槽使用料で賄えず営業損失が生じている。</p> <p>会長 資料No.1の中ほどの記載で、営業収益と営業費用を比較すると、7,477万5千円の営業損失となったとあるが、令和6年度も引き続き水道基本料金の半額減免を実施したと記載がある。近年の物価や人件費の上昇から営業費用の増加は予測できたと思うが、この半額減免を継続した理由は。</p> <p>事務局 これは町の政策から始まったものである。令和5年度、令和6年度に水道基本料金の2分の1減免を実施した。町の財政も鑑み、今年度と来年度は水道基本料金の4分の1減免ということで行っている。物価高の中で、各自治体いろいろと手を打っていると思う。ときがわ町ではその一環として水道基本料金の減免を行うことで対策をしている。この水道事業と浄化槽事業の資料は町の広報で掲載した資料と同じ内容である。この場で質問というのもむずかしい場合もあると思うので、本日の議事の経営戦略についてもそうだが、後になってわからない部分があれば水道課への来庁や電話で問い合わせただけらと思う。</p> <p>討 論 (なし)</p>
--	---

議事（２）ときがわ町浄化槽事業経営戦略の改定について

議 長 増田伸会長

説明者 事務局

説明の概要 資料No.3により、ときがわ町浄化槽事業経営戦略について事務局が説明

質 疑

委 員 転換した場合に浄化槽使用料が発生することになると
思うが、今までは個人使用の浄化槽からは料金を取って
いない。浄化槽使用料のみでまかなっていくことになると
思うが、水質改善の観点からすれば一般家庭からも料金を
徴収してよいのではという考えもあるのではないか。

事務局 浄化槽事業会計は町設置浄化槽の使用料で全額まかな
うのが法律の主旨である。町設置以外の一般家庭からとい
うのは、基本的には考えていない。

会 長 21 ページから更なる経費削減を行い、効率的な経営を
図るとのこととあるが、何か具体的な削減の方策で今考
えているものはあるか。

事務局 経営比較分析の部分には具体的なことは書いていない
が、34 ページからの経営健全化の取組みの部分がそうで
ある。申請対象を見直し、財源が確保できる転換のみに変
更した。設置工事に関し、新築は企業債の借入を行う必要
があるため対象外とした。補助金制度についても国や県か
らの補助金を確保できるもののみとした。また、長寿命化
計画というものを経営戦略と合わせて作成を行っている
が、これを作ることによって令和8年度から修繕費に対し
3分の1の国庫補助が付くことになり、その分他のところ
に財源をまわすことができるようになる。最後に保守点検
回数が法定より多く実施してきたものを、回数を法定の3
回に見直しを行いその経費に充てていた財源を他にまわ
せるようになる。

委 員 35 ページの法適用後の元利償還についての部分で、令
和15年で3千万円だったものが令和35年になるとほとん
どなくなってしまう。この試算に間違いはないか。ピーク
は令和15年に迎えるのか。

事務局 ピークはもう少し前の令和11年になる。企業債の償還
はシステムで管理を行っていて、償還計画も出せる。平成
15年が最初に借入をした年になり、その償還が終わって

	<p>くるとだんだんと下がっていくことになる。今後これ以上企業債の借入は行わないため、0円に近づいていく。</p>
委員	<p>37 ページに浄化槽事業長寿命化計画を作成しましたとあり、これによりブロワや躯体・仕切板等の修繕費は補助率3分の1の国庫補助を受けられるようになる。これは浄化槽事業の長寿命化計画を策定していないと国庫補助を受けられないという捉え方か。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりである。策定した長寿命化計画に基づいた修繕が対象になるため、これを策定する必要がある今年度予算で計上し現在業務委託をして進めているところである。</p>
委員	<p>ときがわ町浄化槽事業経営戦略の（案）が取れた状態となればいいのか。</p>
事務局	<p>経営戦略とは別に長寿命化計画を策定している。別で作っている最中であり、令和7年度中に策定する予定。ほぼ完成している状態であり、今後パブリックコメントを実施して町民の意見を反映させたいうで最終案となるよう進めている。経営戦略は経営戦略で本日の審議会に諮り、パブリックコメントを実施し進めていく。</p>
委員	<p>年4回の保守点検の3回にするということで、1回減ればその分だけ保守に係る費用の負担軽減になると思う。経費削減していけたらと思う。</p>
委員	<p>汚水処理原価が毎年上がるのは分かるが、収入は使用料の他に町の負担を増やすことになるのか。人口が減るため使用料収入も減る傾向にあると思う。</p>
事務局	<p>浄化槽使用料は人口より設置基数に対してのものになる。今現在、浄化槽設置基数は伸びている。それに伴い、わずかではあるが浄化槽使用料の収入も増加している。浄化槽使用料が減る要因は、浄化槽を撤去、廃止する場合や休止する場合になる。設置基数の増に対し廃止や休止が多くなってくると浄化槽使用料も減っていく可能性はある。</p>
委員	<p>それでも汚水処理原価は上がっていくのか。</p>
事務局	<p>設置基数の方が多いため徐々に上がっている。将来的に委員ご指摘のとおり人口減少により休止が増えていくと、汚水処理原価が下がる可能性はある。</p>
委員	<p>36 ページの補助金交付規程の改定について、合併処理浄化槽を撤去する場合、改正後は合併処理浄化槽のみ対象にならないということになるのか。</p>

事務局	令和7年度から合併処理浄化槽からの入替は町設置事業の対象外とした。合併処理浄化槽を入れ替えたい場合は個人で入替を行うことになる。
委員	今まではその部分も補助をしていたが、今後そこは対象外となり、くみ取り便槽や単独処理浄化槽は引き続き対象としていくということか。
事務局	そのとおり。くみ取りや単独処理浄化槽については申請の対象になるので、補助金の対象にもしていく。
委員	減価償却の対象となるものは、浄化槽事業の場合どのようなものがあるか。
事務局	浄化槽事業については、浄化槽そのものであり、本体費と工事費である。
委員	使う側とすると借りるような形になるのか。
事務局	町が所有、管理するものを使用者の方に使ってもらう形である。減価償却は町設置浄化槽が対象になる。
会長	43 ページあたりの老朽化対策について、浄化槽の老朽化に伴う対策として長寿命化計画を作成して修繕を行うという話だが、浄化槽の修繕となるとどのような工事になるのか。
事務局	浄化槽の修繕とすると中の仕切板の修繕がある。浄化槽は3つ部屋が分かれていて、空気を好まない微生物がいる槽や空気を好む微生物がいる槽があり、それを仕切る仕切板がある。これがFRP素材で経年劣化によりひび割れを起こすことがある。この仕切板の修繕が主なものである。この修繕にはまずくみ取り清掃をする必要があり、また中に入って修繕工事を行う業者がいなくなっており、修繕業者の手配も苦慮している状況である。くみ取りで中の汚泥と水を全部抜いたうえで職人が専用の服を着て中に入る。なり手不足の状況で現状1社しかいない。修繕件数は増えているが業者の数が合っておらず、苦労している。
会長	修繕業者の手配に苦慮しているとのことだが、どのくらい費用が掛かるのか。更新することはできないのか。
事務局	費用は10万円、20万円単位でかかる。ただし、浄化槽は更新が非常に難しい。新しいものに入れ替えること自体が困難である。浄化槽が庭に入っていて、新たなものに入れ替えるときに庭の広さは限られている。今入っている浄化槽は建物を建てるときに最も条件が良いところに入れてしまう。それを別のところに浄化槽を新しく入れて、管

	<p>を繋ぎ合わせてというのが実際にできるのかという問題もある。言葉で更新と言うのは簡単かもしれないが、実際には困難であり、行うにしてもただ新しいものを入れる以上の莫大な費用がかかることが見込まれる。それより、修繕を進めていく方がまだ割安であり、長寿命化計画を策定して修繕していくことで50年は使用可能という計算も出ている。建物を取り壊すときに一緒に浄化槽も取り壊してもらおう。使い続けてもらおうしかないという方向がこちらの考えである。</p>
会 長	<p>50年という話だが、一般的な住宅の場合おそらく建て替えの周期は50年より少し早くくると思う。家によっては新築と同時に入れていない場合もあり必ずしも家の新築と周期が合うとは限らないのではないかと。理屈的には確かに50年まで伸びるのだからその分更新費用を節約できるというのは分かるが、実際の周期のずれが入ってくると思う。そこの考慮はしているのか。</p>
事務局	<p>どうしても仕方がない場合も出てくると思うが、そこはあくまでも例外であって仮に建物を更新するのが早くなったとしてもそこに合わせてもらおうしかない。新しい建物を建てた際に古い浄化槽を残しても、使っているうちにだめになってしまう。現在新しく建物を建てる場合、ときがわ町では必ず合併処理浄化槽を入れなければならないと決まっていることから、建物の寿命に合わせて更新してもらおうしかないと考えている。</p>
会 長	<p>シミュレーションは浄化槽事業会計補助金の占める割合を考えて3パターン分けてあり、③の場合に全体の60%に削減すると記載があるが、60%というのは令和6年度の決算で4,500万円を7,500万円を除した60%か。</p>
事務局	<p>この60%は出資金の1,500万円が入っている。出資金は初年度しか受けていないため、補助金だけを見ている。令和6年度は一般会計から浄化槽事業会計補助金と出資金の2種類あり、出資金は初年度だけである。</p>
会 長	<p>全体的な話になるが、話の内容からすると浄化槽使用料は改定していかなければならないという時期がくると感じる。改定の時期について、計画は5年ごとに改定するのに対し、使用料は4年後の改定をイメージしていると思うが、この時期をずらしている意図はあるのか。</p>
事務局	<p>シミュレーションのパターンでは令和11年度に1回目</p>

の改定となっているが、シミュレーションの改定率は大きすぎるため、使用者の負担が大きくなってしまふことから、それを受けて使用料の見直しの部分で5%の場合と10%の場合でどのくらい上がるかの算定をしている。これは令和11年度より前の改定を妨げるものではないため、その前に段階を踏んで少額の改定をする検討を行う必要があるということで記載している。料金改定も含めて今回いくつかシミュレーションを載せているが、基本的に浄化槽事業会計はお金が足りない状況である。令和6年度から公営企業会計を導入し、損益計算書や貸借対照表を作成して一般企業に類似した会計方式で行っている。使用料収入として使用者から支払ってもらっている料金では清掃や点検といった、しなければならないことの費用が賄いきれていない。公営企業会計で行う事業は、基本的に料金収入で賄われるべきものである。今回浄化槽事業についても、今までは採算を度外視し、少ない費用で高く住民に還元する形で行っていた。ただ、それだと町もお金が減ってくる中で今後厳しくなるところもあり、基本に戻って使用料で賄わなければならないというところもある。このところ、物価高騰でかかる費用も増えている。その状況が見えている中でどのように今後浄化槽事業を維持していくかというのが本日審議している経営戦略である。どのようにすれば維持していくことができるかという中で、料金改定のシミュレーションについては、使用料を上げればその分一般会計からの補助金を少なくすることができる。最終的に町の財政を助けることができる。また、企業債の額も減らすことができ健全経営になるというところで料金改定は避けて通れないことと思っている。どの程度料金を改定するかは、今回は行わない。参考にこうなるというものを載せているのであり、別途この審議会で審議いただくことになる。

委員

70 ページ、浄化槽使用料及び浄化槽設置分担金今後の見直しの部分で、衛生組合に汚泥をくみ取って年に1回持っていくことが法令遵守の観点からも必要である。このときに、一人暮らしで汚泥が溜まらない方は、2年や3年に1回とすることはできないのか。

事務局

浄化槽法で定められているものである。

委員

中段にも書いてあるが、汚泥をくみ取って持っていく

	<p>負担が高齢者の方には大きい。これは12か月の年額に均して支払ってもらうという意味のものか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。1回あたりの負担が大きいものを12か月で均す方が、負担が少ないという考えである。</p>
委員	<p>浄化槽の法令遵守は分かるが、例えば10人槽で一人暮らしや二人暮らしの場合はどうなのかなと思う。</p>
事務局	<p>10人槽というのも家の大きさから決まる。そこに新しい人が引っ越してきても家の規模から10人槽で適正なものがついている。建物がある限り浄化槽も適正な人槽であることが必要である。5人槽と10人槽でくみ取量が違うことは、わかってはいる。</p>
委員	<p>そのようなことを考慮しないと高齢者は苦しい。</p>
事務局	<p>そういう意見が多くなっていて、職員も交渉にあたり負担も大きくなっている。それであれば平準化して負担を少なくして清掃をする形にしたい。国への要望制度もあるので、要望として年に1回の部分を法改正してもらうよう浄化槽事業から展開していくのもありだと思う。</p>
委員	<p>何年か前に、個人設置したものについても同様か。</p>
事務局	<p>法律上、同じである。町設置型か個人設置かを問わず、法律上維持管理として必要なものである。法律上の維持管理を行わないと、修繕、故障の原因になる。また、法律上の1年に1回、くみ取りをして水を抜くことで壊れていないかの確認もできる。</p>
委員	<p>防災上、地震などにすぐ対応できるとは書いてあった。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりである。公共下水よりも強いと浄化槽は言われている。マンホールトイレの利用もできる。</p>
委員	<p>27ページに令和7年度から浄化槽の申請対象を転換のみに見直したとあるが、新築等の場合、補助金がないとしても浄化槽の設置を行ってほしい旨、話はするのか。</p>
事務局	<p>ときがわ町は町内全域が浄化槽処理促進区域であり、新築等を建築する場合は、補助制度は無くても個人設置型での浄化槽の設置をしてもらうよう伝えている。</p>
委員	<p>44ページの組織の予測について、「組織については、公営企業会計に移行したことによる業務量の増加及び浄化槽の設置基数が1千基以上を超えていることから維持管理に係る業務量が増加している」とあるが、この表現だと増えたことが悪いような印象を受ける。浄化槽担当者としては浄化槽設置の促進を図ってきたと思うので、例えば</p>

	<p>「浄化槽の設置基数が1千基を超えてきていることから」といった表現にしてはどうか。</p> <p>事務局 委員 事務局</p> <p>いただいたご意見を反映させていただく。</p> <p>浄化槽使用料の見直しについて、人口減少及び高齢化が進んでいくときがわ町において、料金の値上げは厳しいのではないか。一般会計からの繰入金はときがわ町においては必要になる。独立採算制は無理だと思う。将来的には究極だが、全て単独処理浄化槽に戻ってしまう気がする。</p> <p>人口減少及び高齢化が進むということは、その分税収も減っていき一般会計も厳しい状況になることが予測される。浄化槽事業は一般会計からの浄化槽事業会計補助金の依存度が大きいため、いつまでも同じ状況のままというのは難しい。ご指摘のとおり、完全な独立採算というのは難しいと思うが、受益者負担の観点から、せめて一般会計が負担すべき額である基準内繰入金を除く、基準外繰入金に関する部分を減らしていく必要がある。今後、使用料の見直しを検討する必要があることにご理解いただきたい。また、単独処理浄化槽は平成13年4月1日から設置が禁止されている。浄化槽の入替や新築等で設置する場合には合併処理浄化槽が必ず設置されることになるため、将来的に全ての浄化槽が単独処理浄化槽に戻ってしまうことはない。</p> <p>討 論 (なし)</p>
	<p>議事(3) その他</p> <p>委員 事務局 委員 事務局</p> <p>決算の関係、追加で質問したい。水道について、もっと量を多く使ってもらおうようすすめていたと思う。その中で、支出で受水費というのがあるが、これを減らすことはできないのか。</p> <p>受水費は県水の購入費である。これは毎年県と交渉し、需要減に合わせて1%、2%ほど減らしている。ただ、令和8年度から県水の値上がりがあり、約1千万円の増になる見込みである。</p> <p>ときがわ町の水源では足りないのか。</p> <p>自己水として七重川浄水場と柵平浄水場があるが、そこで取れる水量も減っている。需要も減っているが、自己水への切替も難しく、県水に頼らざるを得ない状況で</p>

	<p>ある。また、自己水は水量が安定しない。季節によって足りなくなるときもある。その場合は県水を急遽増量して対応している。受水費の部分を圧縮することは難しい。</p> <p>説明者 事務局</p> <p>説明の概要 今後は、今回の審議を踏まえパブリックコメントを1か月実施後、最終案と答申案の審議を2月の町選挙後に1回開催したい。その後、会長、副会長のみで別途3月に答申式を行う予定である。</p> <p>閉会 杉田健司副会長閉会あいさつ</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・ときがわ町水道審議会委員名簿 ・資料No.1 令和6年度水道事業決算の概要 ・資料No.2 令和6年度浄化槽事業決算の概要 ・資料No.3 ときがわ町浄化槽事業経営戦略（改定版）